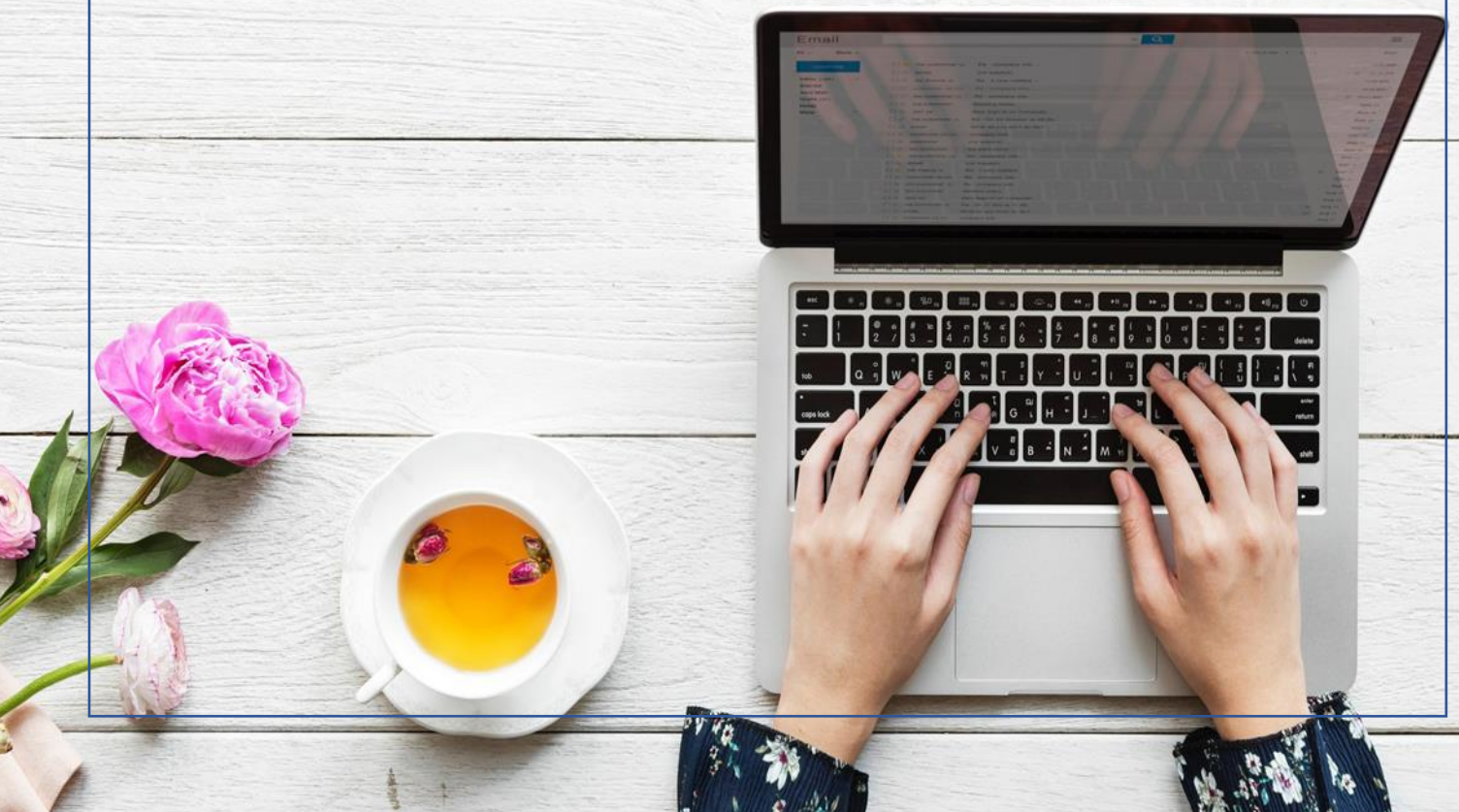


改正条文等

令和元年 10月7日（月）
（10月3日・10月10日改訂）



○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十四条—第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条—第三十四条）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）</p> <p>第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）</p> <p>第三款 役員の損害賠償責任（第四十四条の二—第四十四条の四）</p> <p>第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）</p> <p>第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十条九条）</p> <p>第四節 解散（第五十条—第五十八条）</p> <p>第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の二）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条—第六十五条の四）</p> <p>第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十五条—第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条—第三十四条）</p> <p>第三節 管理（第三十五条—第四十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 解散（第五十条—第五十八条）</p> <p>第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条—第六十五条の四）</p> <p>第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）</p>

附則

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

附則

第十八条から第二十四条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(新設)

(新設)

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

(新設)

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の二 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(準用規定)

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

(新設)

(新設)

(理事会)

第三十六条 (略)

2 6 (略)

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員職務等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その

第三十六条 (略)

2 6 (略)

(新設)

(役員職務)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

6 8 (略)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第一百三十六条及び第九十二条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。以下)でない者が含まれるようになければならない。

6 8 (略)

(利益相反行為)

第四十条の五 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

(削る)

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を

(新設)

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

(新設)

(新設)

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

(新設)

(新設)

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画

(新設)

いう。以下同じ。）の支給の基準

五 寄附行為の変更

六 合併

七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する

場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行

為をもつて定めるもの

2
（略）

第四十四条（略）

第三款 役員の損害賠償責任

（役員が学校法人に対する損害賠償責任）

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財

団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一

号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第

三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人

法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて

学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、

その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法

人法第八十四条第一項の理事

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する

場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

六 収益を目的とする事業に関する重要事項

七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行

為をもつて定めるもの

2
（略）

第四十四条（略）

（新設）

（新設）

<p>第百十四 条第一項</p>	<p>理事（当該責任を 負う理事を除く。 ）の過半数の同意 （理事会設置一般 社団法人にあって は、理事会の決議</p>	<p>理事会の決議</p>
<p>第百十三 条第一項 第二号</p>	<p>理事会の決議によ って一般社団法人 の業務を執行する</p>	<p>寄附行為の定めると ころにより理事長を 補佐して学校法人の 業務を掌理する</p>

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した
 理事

4
 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条ま
 での規定は、第一項の責任について準用する。この場
 合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「
 総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「
 社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」
 とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とある
 のは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と
 「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「
 定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次
 の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 る字句に読み替えるものとする。

<p>第百十五 条第四項</p>	<p>第百十五 条第一項</p>	<p>第百十四 条第四項</p>	<p>第百十四 条第三項</p>	<p>第百十四 条第二項</p>
<p>第百十一 条第一項</p>	<p>限る。）、 理事会の決議によ つて一般社団法人 の業務を執行する</p>	<p>社員 議決権を有する社 員</p>	<p>社員 同意（理事会設置 一般社団法人にあ つては、理事会の 決議）</p>	<p>、同項 限る。）についで の理事の同意を得 る場合及び当該責 任の免除</p>
<p>私立学校法第四十四 条の二第一項</p>	<p>限る。）又は 寄附行為の定めると ころにより理事長を 補佐して学校法人の 業務を掌理する</p>	<p>評議員</p>	<p>評議員 理事会の決議</p>	<p>及び同項 限る。）</p>

第一百十六 条第一項	第八十四條第一項 第二号	私立学校法第四十条 の五において準用す る第八十四條第一項 第二号
---------------	-----------------	--

(役員に対する損害賠償責任)

第四十四條の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七條第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七條第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員)の連帯責任)

第四十四條の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(新設)

(新設)

第四款 寄附行為変更の認可等

(削る)

第四十五条 (略)

2 (略)

第五款

予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第百九条第二項(同法第百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

(新設)

(寄附行為変更の認可等)

第四十五条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならぬ。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(会計年度)

第四十九条 (略)

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(会計年度)

第四十八条 (略)

(削る)

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第四十九条 削除

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、

十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由

(第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

(新設)

がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八| 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九| 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十| 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一| 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二| 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五| 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六| 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七| 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

八| 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

九| 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十一号

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の二中「この条及び第九十九条第三項において」を削る。

第九十九条第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「いう」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の三項を加える。

第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という)を受けようとする旨の教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(国立大学法人法の一部改正)

第二条 国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第三十四条の八」を「第三十四条の九」に、「第三十四条の九」を「第三十四条の十」に改める。

第十条第一項中「学長」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務(以下「大学の長としての職務」という)を行う理事(以下「大学総括理事」という)を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第十一条第一項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務」を「大学の長としての職務(大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。)」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務(第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。)を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

第十一條第二項第二号中「承認」の下に「(第十三條の二第一項及び第十七條第六項の承認を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

第十三條第一項中「理事」の下に「(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。)」を加える。

第十三條の次に次の一項を加える。

第十三條の二 大学総括理事は、第十二條第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四條中「でない者」の下に「(以下「学外者」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

第十五條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七條に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三條の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七條第六項」と読み替えるものとする。

第二十條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

第二十一條第一項中「国立大学法人に、」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該)を加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事)」を加え、同条第四号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事」を加え、置く場合には、」を「置く場合にあつては」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改める。

第二十六條中「から第十九條まで」を、「第十三條、第十四條、第十五條(第三項を除く。)、第十六條、第十七條(第六項及び第七項を除く。)、第十八條及び第十九條」に改め、「(大学共同利用機関)」の下に「、第十三條第一項中「理事」(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。)」とあるのは「理事」と、第十四條第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」とを加える。

第三十一條の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六條第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第九條第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五節 指定国立大学法人等

第三十四條の九を第三十四條の十とし、第五章中第三十四條の八の次に次の一項を加える。

(二)以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四條の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四條の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四條の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四條の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは、「指定国立大学」と、第三十四條の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは、「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五條の表第十四條第一項の項中「学長」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし)」を加え、「機構長」を「機構長とする」に改め、同表第十五條第二項、第十六條、第二十四條、第二十五條及び第二十六條の項中「第二十五條及び第二十六條」を「及び第二十五條」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第二十六條 法人の長が任命する</p>	<p>学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二條第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部署の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう)並びに国立大学法人法第二十三條の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員、教頭、教諭その他の政令で定める者をいう)を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする。</p>
------------------------	---

第三十五條の表第三十九條第三項の項中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改める。

第四十條第一項第四号中「第十一條第五項若しくは第六項」を「第十一條第七項若しくは第八項」に改め、同項第五号中「同項」を「同項」に改め、「第三十四條の五第一項」の下に「、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四條の九第二項において準用する第三十四條の五第一項」を加え、同項第十号中「第三十四條の九第二項」を「第三十四條の十第二項」に改め、同条第二項中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改める。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

附則第三條第一項中「整備法」を「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号。以下「整備法」という。)」に改める。

附則第四條並びに第六條第一項及び第四項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

別表第二に次のように加える。

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る)を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と「五」とあるのは「六」とする。

附則第七条及び第八条を次のように改める。
第七条及び第八条 削除
附則第九条第一項中「附則第十一条において「旧特別会計」という。」を削る。
附則第十一条を次のように改める。
第十一条 削除
附則第十四条第一項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改める。
附則第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「旧設置法に規定する大学等に関する経過措置」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法」の下に「(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号))」をい
う。附則別表において同じ。」を加える。
附則第十六条及び第十七条を次のように改める。
第十六条及び第十七条 削除
附則第二十一条を次のように改める。
第二十一条 削除
附則第二十二條中「附則第二条及び第四条から前条まで」を「附則第四条から第六条まで、第九
条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条まで」に改める。
附則に次の一条を加える。
(国立大学法人の納付金等)
第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度的一般会計補正予算(第一号)
により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該
国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認めら
れるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫
に納付しなければならない。
2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定
めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなけれ
ばならない。
3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大
学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出
資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。
附則別表第一中「附則第二条」を削り、同表を附則別表とする。
附則別表第二及び附則別表第三を削る。
別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改め
る。

国立大学法人東海国立大学機構		岐阜大学	愛知県	八
		名古屋大学		

別表第一備考に次の一号を加える。
四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国
立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る)を置く場合におけ
る当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」
とあるのは「五」と「五」とあるのは「六」と「六」とあるのは「七」と「七」とあるのは
「八」と「八」とあるのは「九」とする。

第三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に、「第三節 管理(第

三十五条―第四十九条)」を

「第三節 管理
第一節 役員及び評議員(第三十五条―第四十条の五)
第二節 評議員及び評議員会(第四十一条―第四十四条)
第三節 役員及び評議員の損害賠償責任(第四十四条の二―第四十四条の四)
第四節 寄附行為変更の認可等(第四十五条)
第五節 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等(第

三十五条―第四十九条)」を「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第四十五条の二―第四十九条」

第十八条から第二十四条までを削り、第二章中第十七条の次に次のように加える。

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章第一節中第二十五条の前に次の一条を加える。
(学校法人の責務)
第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の
教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。
第二十六条の次に次の一条を加える。
(特別の利益供与の禁止)
第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員(当該学
校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)その他の政令で定める
学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
第二十九条の見出しを「(一般社団・財団法人法の規定の準用)」に改め、同条中「平成十八年法律
第四十八号」の下に「。以下「一般社団・財団法人法」という。」を加え、同条に後段として次のよ
うに加える。

この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。
第三十三条の二中「備え置かなければ」を「備えて置かなければ」に改め、同条を第三十三条の
三とする。
第三十三条の次に次の一条を加える。
(寄附行為の備置き及び閲覧)
第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な
理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しななければならない。
第三十四条の見出しを「(一般社団・財団法人法の規定の準用)」に改め、同条中「一般社団法人及
び一般財団法人に関する法律」を「一般社団・財団法人法」に改める。
第三章第三節中第三十五条の前に次の款名を付する。

第一節 役員及び評議員

第三十五条の次に次の一条を加える。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十六条に次の一項を加える。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第三十七条の見出しを「役員職務等」に改め、同条第三項第六号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「対して」の下に「理事会及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。
第三十七条に次の一項を加える。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
第三十八条第五号中「当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。」を削る。

第四十条の五を次のように改める。
（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条の規定は理事について、一般社団・財団法人法第八十三条及び第六十六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第八十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第四十条の五の次に次の款名を付する。

第二款 評議員及び評議員会

第四十一条に次の二項を加える。

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第八十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

第四十二条第一項第二号を削り、同項第一号中「予算」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四十五条の二第二項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

第四十四条の次に次の一款及び款名を加える。

第三款 役員損害賠償責任

（役員）の学校法人に対する損害賠償責任
第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事
二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団・財団法人法第八十二条から第八十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項第二号	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	、同項	及び同項
第百十四条第二項	限る。に）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。）
第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）社員	理事会の決議 評議員
第百十四条第四項	議決権を有する社員	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五條第四項	限る。）、	限る。）又は
第百十五條第一項	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六條第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号

(役員)の第三者に対する損害賠償責任
第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
(役員)の連帯責任
第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五条の見出しを削る。
第四十五条の次に次の款名及び一条を加える。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。
い。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百三十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。
第四十七条第一項中「以内」の下に、「文部科学省令で定めるところにより、」を加え、「及び事業報告書」を、「事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)」に改め、同条第二項中「及び第三十七条第三項第三号」を、「第三十七条第三項第四号」に、「第六十六条第四号において」を「及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下)に改め、(いう。を)」の下に、「作成の日から五年間、」を加え、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から」を削り、「あつた場合」の下に「都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。
第四十九条を削り、第三章第三節中第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(報酬等)
第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとしないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬を支給しなければならない。
第五十条の四中「決定」の下に「及び第六十二条第一項の規定による解散命令」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。
第三章第五節中第六十三条の次に次の一条を加える。
(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
い。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
第六十五条の三中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項」の下に「(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項」を加える。
第六十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

第六十六条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改め、同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正)

第四款 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第三条中「同項第三号」を「第十六条第一項第三号及び第六号」に改める。
第十六条第一項第六号を次のように改める。
六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。
第十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。
イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報
ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報
ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

第十六条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 機構は、国立大学法人法第三十一条の第三第二項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて前項の規定による評価を行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に
一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及
び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一
条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（学長となるべき者の指名等に関する特例）

第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び
国立大学法人名古屋大学（以下それぞれ「岐阜大学法人」と及び「名古屋大学法人」という。）が協議
して定める規程（以下「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞ
れ設けられた学長選考会議（国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下
この項において同じ。）の委員の中からそれぞれその学長選考会議において選出された者で構成される
会議（以下「合同学長選考会議」という。）を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうち
から選考された者について、合同学長選考会議の申出があつた場合には、その者を当該申出に基づ
き、第二条の規定による改正後の同法（以下「国立大学法人法」という。）別表第一に規定する国
立大学法人東海国立大学機構（以下「東海国立大学機構」という。）の学長（東海国立大学機構が設
置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事を置く場合
にあつては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者として指名するものとする。ただし、
当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大学
法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に
基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものと
する。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）
において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指
名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十條第三項の規定の例により、
東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣
の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員
の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な
事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

（岐阜大学法人の解散等）

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承
継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する権利のうち、東海国立大学機構がその業務を確実
に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政
令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」
という。）における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条の第二
項第二号に規定する評価を受けるものとする。この場合において、新国立大学法人法第三十一条の
三第三項の規定による通知及び勧告は、東海国立大学機構に対してされるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法（新国立大学法人法第三十五条において準用する
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）をいう。第十項において同じ。）第三十八条の規定
による財務諸表、事業報告書（同項において「財務諸表等」という。）の作成等につい
ては、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行う
ものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十條第一項に規定する中期目標（以下この
条において単に「中期目標」という。）の期間に係る同法第三十一条の第二項の規定による報告書
の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標
の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法
第三十一条の第二項に規定する評価（同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限
る。）については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮し
て行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了し
たものとして、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行つ
た事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については東海
国立大学機構の行つた事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十一條、第二十條
第五項、第三十二條、第三十六條及び第四十條並びに準用通則法第三十八條、第三十九條及び第四
十四條（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、新国
立大学法人法第三十二條第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東海国
立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一號）の施行の日を含む」と、
「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八條第一項中「毎事業年度」とあるのは「岐
阜大学法人（学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一號）附則第二條第一項に規
定する岐阜大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同法附則第三條第四項に規定する最終事
業年度をいう。以下同じ。）の」と、「当該最終事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二
項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四條第一項中「毎事業年度」と
あるのは「岐阜大学法人の最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜
大学法人の最終事業年度」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事
業年度において岐阜大学法人が積み立てた積立金」とする。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（東海国立大学機構への出資）

第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したとき
は、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額（同条第十項の規定により読み替えて
適用される新国立大学法人法第三十二條第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政
府以外の者から岐阜大学法人に出金された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額
の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資され
たものとする。この場合において、東海国立大学機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲
渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九條第三項に規定する
文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授
与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額
とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置)
第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時ににおいて、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。

(名古屋大学法人に関する経過措置)
第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時ににおいて、東海国立大学機構となるものとする。

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日において国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。

(東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置)
第八条 岐阜大学法人の役員であった者(理事又は監事であった者)にあっては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者を除く。が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

2 名古屋大学法人の理事又は監事であった者(その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかった者)にあっては、かつ、施行日の前日に岐阜大学法人の役員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者)にあっては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者を除く。又は職員であった者に限る。が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。この場合において、国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しない。

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)
第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。)第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 新私立学校法第三十七条第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項」の下に「(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項」を加える。

(社会教育法の一部改正)
第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

(私立学校振興助成法の一部改正)
第十六条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項及び第二項の二第三項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)
第十七条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「適格認定等」を「認証評価等」に改め、同条第一項中「(以下この条において「法科大学院評価基準」という。))」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「(以下この条において「学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」)を加え、「学校教育法」を「同法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等の一部改正)
第十八条 次に掲げる法律の規定中「学長」の下に「又は理事長」を加える。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号) 第二条第三項

二 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号) 第二十九条第一項

三 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号) 第三十三条第一項

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)
第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第五号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改める。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)
第二十条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第九十三条の規定による改正後の」を削り、「(以下この条において「新大学法人法」という。))」第十一條第四項、第五項、第七項及び第八項」を「第十一条第六項、第七項、第九項及び第十項」に、並びに「新大学法人法」を「並びに同法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 石田 真敏
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 柴山 昌彦

○私立学校法第二十九条による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

読 替 え 後	<p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>
読 替 え 前	<p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(理事の職務を代行する者の権限)</p> <p>第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事)</p> <p>第八十二条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他の学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限)</p> <p>第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p>	<p>(理事の職務を代行する者の権限)</p> <p>第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事)</p> <p>第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他の一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限)</p> <p>第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p>

二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
三 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（競業及び学校法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

○私立学校法第四十四条の二第四項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、枠囲いは共通読替え部分、傍線部分は個別読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(学校法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 私立学校法第四十四条の二第二項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 六</p> <p>ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定</p>	<p>(一般社団法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 代表理事 六</p> <p>ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p>

されたもの

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(3) 当該学校法人の職員

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事

二

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 学校法人においては、理事は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）については、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

(1) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(2) 当該一般社団法人の使用者

(3) 当該一般社団法人の監事

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 又は会計監査人

2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第百一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）については、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

る額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総評議員（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

きる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であつて寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第四十四条の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定められた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、寄附行為を変更して第一項の規定による寄附行為の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）又は監事又は会計監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第百十一条の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定められた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 三 私立学校法第四十四条の二第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
 5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)
 第百十六条 私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 三 第百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
 5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)
 第百十六条 第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第百十一条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

改正後	改正前
<p>（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）</p> <p>第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）</p> <p>二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者</p> <p>五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの</p> <p>（登記の届出等）</p>	<p>（新設）</p> <p>（登記の届出等）</p>

第二条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(都道府県知事等を経由する申請)

第三条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第七条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(文部科学大臣に対する協議)

第四条 (略)

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

第一条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は私立学校法（以下「法」という。）第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(都道府県知事等を経由する申請)

第二条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第六条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(文部科学大臣に対する協議)

第三条 (略)

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

第五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、速やかに、加除訂正をしなければならない。

3 (略)

(台帳等の保存)

第六条 (略)

(事務の区分)

第七条 第二条、第三条第二項及び第四条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四条 (略)

2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、すみやかに、加除訂正をしなければならない。

3 (略)

(台帳等の保存)

第五条 (略)

(事務の区分)

第六条 第一条、第二条第二項及び第三条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第三項及び第十一項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条―第十条）

附則

第一章 関係政令の整備

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第七章 雑則（第二十五条―第二十七）を」

「第七章 部局の長の範囲等（第二十五条）」に改める。

「第八章 雑則（第二十六条―第二十八条）」に改める。

「第四条第一項中「第七條第二項」の下に「及び第二十五条」を加える。

「第十八条第二項中「学長」の下に「理事長を置く国立大学法人にあつては、理事長」を加える。

「第六章の章名中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に改める。

第二十四条中「第三十四条の五第一項」の下に「法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第一号中「指定国立大学法人」の下に「又は指定国立大学」を加える。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十六条とし、同条の前面に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 部局の長の範囲等

第二十五条 準用通則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

一 大学の教養部の長

二 大学に附置される研究所の長

三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院の長

四 大学に附属する図書館の長

五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

附則第二条及び第三条第一号中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

（私立学校法施行令の一部改正）

第二条 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条、第二条第二項及び第三条」を「第二条、第三条第二項及び第四条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第三条とする。

第一条第二項中「私立学校法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）

二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十九 学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学(以下「旧岐阜大学」という。)及び同法附則第六条の規定により国立大学法人東海国立大学機構となつた旧国立大学法人名古屋大学(以下「旧名古屋大学」という。)

第九条の四に次の一号を加える。

百三十五 旧岐阜大学及び旧名古屋大学

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令及び障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「国立大学に」を「国立大学法人が設置する大学に」に、「国立大学の学長」を「国立大学法人の学長又は理事長」に改める。

一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第一条第一項

二 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令(平成二十年政令第二百八十一号)第一条第一項

(国立大学法人評価委員会令の一部改正)

第五条 国立大学法人評価委員会令(平成十五年政令第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に改め、同条第二項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正)

第六条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二号中、「国立大学法人岐阜大学」を削り、「国立大学法人電気通信大学」の下に、「国立大学法人東海国立大学機構」を加え、「国立大学法人名古屋大学」を削る。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部改正)

第七条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成十八年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

第二章 経過措置

第八条 国が承継する資産の範囲等)

第八条 学校教育法等の一部を改正する法律(次条及び第十条第一項において「改正法」という。)附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

2 前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

(積立金の処分に係る承認の手続等)

第九条 改正法附則第三条第九項の規定により国立大学法人東海国立大学機構(以下この条及び附則第三項において「東海国立大学機構」という。)が行うものとされる国立大学法人岐阜大学(次条第一項及び附則第三項において「岐阜大学法人」という。)の行った事業に係る積立金の処分の業務については、東海国立大学機構の行った事業に係る積立金の処分の業務とみなして、国立大学法人法施行令第三章の規定を適用する。この場合において、同令第四条第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律(令和元

年法律第十一号)の施行の日を含む」と、同項中「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあり、及び同令第五条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「令和二年六月三十日」と、同令第六条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「令和二年七月十日」とする。

(岐阜大学法人の解散の登記の嘱託等)

第十条 改正法附則第三条第一項の規定により岐阜大学法人が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)の項中「第一条、第二条第二項及び第三条から第五条まで」を「第二条、第三条第二項及び第四条から第六条まで」に改める。

(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

3 岐阜大学法人の最終事業年度(平成三十一年四月一日に始まる事業年度をいう。)の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成十六年法律第七十七号)第九条の規定による環境報告書の作成及び公表については、岐阜大学法人の事業活動を東海国立大学機構の事業活動とみなして、東海国立大学機構が行うものとする。この場合において、同条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令・環境省令」と、「毎事業年度」とあるのは「平成三十一年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る」と、同法第十六条中「第九条第一項」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第九十七号)附則第三項の規定により読み替えて適用される第九条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 石田 真敏
 文部科学大臣 柴山 昌彦
 環境大臣 原田 義昭

○文部科学省令第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

文部科学大臣 萩生田光一

私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校法施行規則の一部改正）

第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法人が事業活動を支配する法人等）</p> <p>第一条の二 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。</p> <p>2 令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

配法人等」という。)がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人(前項に規定する場合に限る。)(次号において「被支配法人」という。))の意思決定機関(社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。))における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 支配法人等の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。若しくは評議員又は職員)

ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

(寄附行為認可申請手続)

第二条 法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校(以下「私立大学等」という。))の開設する年度(以下「開設年度」という。))の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〜四 [略]

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類

六〜八 [略]

257 [略]

(役員職務の適正な執行ができない者)

第三条の二 法第三十八条第二号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者とする。

(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)

(寄附行為認可申請手続)

第二条 法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校(以下「私立大学等」という。))の開設する年度(以下「開設年度」という。))の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〜四 [同上]

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当しない者であることを証する書類

六〜八 [同上]

257 [同上]

[条を加える。]

[条を加える。]

第三条の三 法第四十四条の二第四項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人」という。))第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人(法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、同条第四項の法人(以下「準学校法人」という。))。以下この条及び次条において同じ。))の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。))として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。))の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。))ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 準用一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合 当該評議員会の決議の日

ロ 準用一般社員・財団法人法第百十四
 条第一項の規定による寄附行為の定め
 に基づいて責任を免除する旨の理事会
 の決議を行った場合、当該決議のあつ
 た日

ハ 準用一般社員・財団法人法第百十五
 条第一項の契約を締結した場合、責任
 の原因となる事実が生じた日(二以上
 の日がある場合にあつては、最も遅い
 日)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して
 得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該学校法人から受け
 た退職慰労金の額

(2) 当該役員のうち理事が当該学校法
 人の職員を兼ねていた場合における
 当該職員としての退職手当のうち当
 該役員のうち理事を兼ねていた期間
 の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有
 する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数
 (当該役員が次に掲げるものに該当す
 る場合における次に定める数が当該年
 数を超えている場合にあつては、当該
 数)

(1) 理事長 六

(2) 理事長以外の理事であつて、次に
 掲げる者 四

(i) 寄附行為の定めるところにより
 理事長を補佐して学校法人の業務
 を掌理する理事として選定された
 もの

(ii) 当該学校法人の業務を執行した
 理事(イ)に掲げる理事を除く。)

(iii) 当該学校法人の職員

(3) 理事(1)及び(2)に掲げるものを除
 く。又は監事 二

等)

第三条の四 準用一般社員・財団法人法第百
 十三条第四項(準用一般社員・財団法人法
 第百十四条第五項及び第百十五条第五項に

「条を加える。」

において準用する場合を含む。)に規定する文
 部科学省令で定める財産上の利益は、次に
 掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員のうち理事が当該学校法人の
 職員を兼ねていたときは、当該職員とし
 ての退職手当のうち当該役員のうち理事
 を兼ねていた期間の職務執行の対価であ
 る部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財
 産上の利益

(財産目録等の作成)

第四条の四 法第四十七条第一項(法第六十
 四条第五項において準用する場合を含む。
 以下この条において同じ。)に規定する書類
 (事業報告書にあつては財務の状況に関す
 る部分に限り、役員等名簿を除く。)の作成
 は、一般に公正妥当と認められる学校法人
 会計の基準その他の学校法人会計の慣行に
 従つて行わなければならない。

2・3 「略」

4 法第四十七条第一項に規定する書類のう
 ち事業報告書については、当該学校法人(法
 第六十四条第五項において準用する場合に
 あつては、準学校法人。)の状況に関する重
 要な事項をその内容としなければならない。
 い。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第四条の五 法第四十八条第一項(法第六十
 四条第五項において準用する場合を含む。
)に規定する役員に対する報酬等の支給の基
 準においては、役員の勤務形態に応じた報
 酬等の区分及びその額の算定方法並びに支
 給の方法及び形態に関する事項を定めるも
 のとする。

「条を削る。」

(合併認可申請手続)

第六条 法第五十二条第二項の規定により合
 併の認可を受けようとするときは、認可申
 請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁
 に申請するものとする。

一 五 「略」

「条を加える。」

「条を加える。」

2・3 「同上」

「項を加える。」

第四条の四 法第四十七条第一項(法第六十
 四条第五項において準用する場合を含む。
 以下この条において同じ。)に規定する書類
 (事業報告書にあつては、財務の状況に関
 する部分に限る。)の作成は、一般に公正妥
 当と認められる学校法人会計の基準その他
 の学校法人会計の慣行に従つて行わなけれ
 ばならない。

2・3 「同上」

(計算書類の作成)

第七条 削除

(合併認可申請手続)

第六条 法第五十二条第二項の規定により合
 併の認可を受けようとするときは、認可申
 請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁
 に申請するものとする。

一 五 「同上」

六 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類

- イ〜ハ [略]
- 七〜九 [略]
- 2・3 [略]

(公表)

第七条 法第六十三条の二の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第六十三条の二第一項第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)とする。

(登記の届出等)

第十三条 令第二条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

- 2・3 [略]

4 令第二条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第三条第一項第五号に掲げる書類及び第五条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

(学校法人及び準学校法人台帳)

第十四条 令第五条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六 合併前の学校法人又は法第六十四条第四項の法人(以下「準学校法人」という。)について、次に掲げる書類

- イ〜ハ [同上]
- 七〜九 [同上]
- 2・3 [同上]

「条を加える。」

第十三条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。)第一

条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

- 2・3 [同上]

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

(学校法人及び準学校法人台帳)

第十四条 令第四条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後		改正前	
別表第一(第三条、第四条関係)		法令名	条項	法令名	条項
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)		第三十三條の二、第三十三條の三及び第四十七條第二項	第三十三條の二、第三十三條の三及び第四十七條第二項	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	第三十三條の二及び第四十七條第二項
[略]				[同上]	
別表第二(第五条、第七条関係)		法令名	条項	法令名	条項
私立学校法		第三十三條の二、第三十三條の三、第三十七條第三項第四号、第四十五條の二第一項及び第二項、第四十七條第一項並びに第四十八條第一項	第三十三條の二、第三十七條第三項第一項	私立学校法	第三十三條の二、第三十七條第三項第一項
[略]				[同上]	
別表第三(第八条、第九条関係)		法令名	条項	法令名	条項
私立学校法		第三十三條の二及び第四十七條第二項	第四十七條第二項	私立学校法	第四十七條第二項
[略]				[同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

◎ 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

○ 学校法人寄附行為作成例（昭和三十八年三月十二日私立大学審議会決定）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一章 総則</p> <p>(名称) 第一条 この法人は、学校法人○○学園と称する。</p> <p>(事務所) 第二条 この法人は、事務所を○○県○○市○○番地に置く。</p> <p>第二章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、○○な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校) 第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科</p> <p>二 ○○短期大学 ○○学部 ○○学科</p> <p>三 ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科</p> <p>四 ○○高等学校 全日制課程 ○○科</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(名称) 第一条 この法人は、学校法人○○学園と称する。</p> <p>(事務所) 第二条 この法人は、事務所を○○県○○市○○番地に置く。</p> <p>第二章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、○○な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校) 第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科</p> <p>二 ○○短期大学 ○○学部 ○○学科</p> <p>三 ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科</p> <p>四 ○○高等学校 全日制課程 ○○科</p>

- 五 〇〇中学校
〇〇小学校
 - 六 〇〇幼稚園
 - 七 〇〇専修学校
 - 八 〇〇各種学校
 - 九 〇〇中等課程
〇〇高等課程
〇〇専門課程
- 定時制課程 〇〇科
通信制課程 (広域) 〇〇科

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 〇〇人
- 二 監事 〇人

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

〔3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。〕

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人

- 五 〇〇中学校
〇〇小学校
 - 六 〇〇幼稚園
 - 七 〇〇専修学校
 - 八 〇〇各種学校
 - 九 〇〇中等課程
〇〇高等課程
〇〇専門課程
- 定時制課程 〇〇科
通信制課程 (広域) 〇〇科

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 〇〇人
- 二 監事 〇人

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

〔3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。〕

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人

- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人
- 2 前項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第八条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

※第一項については、学校法人の業務の状況等を監査する監事が、役員の親族であることは望ましくないことを踏まえた改正。

※第二項については、第一項で定める理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族には該当しないものの、理事長と監事が他の法人で上下関係にあるような場合や、監事が学校法人と顧問契約を結んでいるような場合など、牽制機能が十分に発揮されない状況とならないよう、選任に係る規定を追加。

（役員任期）

第九条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。）を行う。

※第一項は、補欠の役員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の役員任期とした方が利便的である例があることを踏まえた、文言の

- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人
- 2 前項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第八条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（新設）

（役員任期）

第九条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

適正化。

※第三項は、理事長又は業務執行権や代表権を有する理事の任期満了後、後任の役員が選任されるまで、理事としての職務を行うのか、理事長や常務理事として、業務執行権や代表権まで行使できるのか、不明確であったことを踏まえた、文言の適正化。

(役員 の 補充)

第十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員 の 解任及び退任)

第十一条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

※第三号は役員 の 死亡時に役員から退任することを明確化する観点での改正。

※第四号は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、私立学校法第三十条八条第八項が改正されたことを踏まえた改正。

(役員 の 補充)

第十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員 の 解任及び退任)

第十一条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

一 任期の満了

二 辞任

三 (新設)
学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第十三条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第十四条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十五条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(理事長の職務)

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第十三条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第十四条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十五条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣〔都道府県知事〕に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

※私立学校法第三十七条第三項の改正、第四項の新設に伴う改正。

(理事会)

第十七条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決議し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

(新設)

(理事会)

第十七条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決議し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

※第九項は、第十六条において、監事の理事会招集権について規定したことを踏まえた改正。

※第十三項は、新設された私立学校法第三十六条第七項の文言と並びを取った改正。

(業務の決定の委任)

第十八条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならぬ事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(新設)

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十八条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならぬ事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十九条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

※第二項については、議事録への署名押印について、出席した理事全員の署名押印をすることは、学校法人の規模によっては過大な負担となることを踏まえた改正。

※第三項については、私立学校法第四十四の二第三項において、私立学校法第四十条の五において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引に関し、理事会の承認の決議に賛成した理事は、任務を怠ったものと推定されることを踏まえた改正。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただ

第十九条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただ

し、緊急を要する場合は、この限りでない。
7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

※私立学校法第四十一条第九項及び第十項の新設を踏まえた改正。

(議事録)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

※第十九条の改正を踏まえた改正。

(諮問事項)

第二十二条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画

し、緊急を要する場合は、この限りでない。
7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
(新設)

(議事録)

第二十一条 第十九条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十二条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

（削る）

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 寄附行為の変更

七 合併

八 目的たる事業の成功の不能による解散

〔九〕 収益事業に関する重要事項

十 寄附金品の募集に関する事項

十一 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

※私立学校法第四十二条の改正に伴う改正。

（評議員会の意見具申等）

第二十三条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第二十四条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、理事会において選任した者 ○○人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

二 事業計画

（新設）

三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四 寄附行為の変更

五 合併

六 目的たる事業の成功の不能による解散

〔七〕 収益事業に関する重要事項

八 寄附金品の募集に関する事項

九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第二十三条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第二十四条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、理事会において選任した者 ○○人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十五条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十六条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

※第十一条第二項第三号の改正を踏まえた改正。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十五条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十六条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
- (新設)

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は

これらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

〔4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、确实な有価証券を購入し、又は确实な信託銀行に信託し、又は确实な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

〔2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計

これらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

〔4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、确实な有価証券を購入し、又は确实な信託銀行に信託し、又は确实な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

〔2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計

「という。」及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。」

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 | この法人の事業に関する中期的な計画は、○年以上○年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

※私立学校法第四十五条の二の新設に伴う規定の新設。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第三十四条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕

「という。」及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。」

（予算及び事業計画）

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（新設）

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第三十四条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

※私立学校法第三十三条の二の新設 第四十七条の改正に伴う改正。

(情報の公表)

第三十七条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

※私立学校法第六十三条の二の新設に伴う規定の新設。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第十六条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(役員報酬)

第三十八条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

※私立学校法第四十八条の新設に伴う規定の新設。

(資産総額の変更登記)

第三十九条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第四十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十一条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(新設)

(資産総額の変更登記)

第三十七条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十八条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十九条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣(都道府県知事)の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

※文部科学大臣所轄法人において、都道府県知事が解散命令を発出することは想定されないため、文言の適正化。

(残余財産の帰属者)

第四十二条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

※「公益法人」について、公益法人認定法に定める公益社団・財団法人であることを明確化するよう文言を適正化。なお、国や地方公共団体を帰属先に含める場合には追加して規定することが必要。また、租税特別措置法第四十条に基づく財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税措置を受けるためには、帰属先を公益を目的とする事業を行う法人又は国若しくは地方自治体とすることが必要（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第三号）。

(合併)

第四十三条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十四条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に

(残余財産の帰属者)

第四十条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第四十一条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十二条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に

かわならず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第四十五条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(削る)

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

※第三十六条の改正を踏まえた改正。

(公告の方法)

第四十六条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十七条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

※この他、役員^の損害賠償責任^に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な

かわならず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第四十三条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

一 寄附行為

- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十四条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十五条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(新設)

過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

※私立学校法第四十四条の二の新設により、同条第四項において読み替えて準用する一般社団法人・財団法人法第百十四条に基づく規定の新設。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

※私立学校法第四十四条の二の新設により、同条第四項において読み替えて準用する一般社団法人・財団法人法第百十五条に基づく規定の新設。

(新設)